

平成 21 年 5 月 7 日

各 位

会社名 エムケー精工株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸山 永樹
(JASDAQ・コード 5906)
問合せ先
役職・氏名 常務取締役管理本部長 高橋 勇
電 話 026-272-0601 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 7 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 18 日開催予定の第 53 回定時株主総会にて、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決裁の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が施行され、上場会社の株式は、株式振替制度(いわゆる株券の電子化)に一斉移行されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正・追加等の所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増し制度の導入をいたしたく、この単元未満株式の買増しに関する条文(第 10 条)を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 18 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 18 日(木)

以 上

(別紙)

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条</u> 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>4. <u>次条に定める売渡しを請求する権利</u></p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条</u> 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い等、株主の権利行使に際しての<u>手続等</u>については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>第 1 条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>